

第6回高梁市議会(定例)追加議案目録

議案番号	件名	結果	頁
議案第101号	高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		3
議案第102号	高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例		23
議案第103号	高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例		27
議案第104号	工事請負変更契約の締結について		31
議案第105号	工事請負変更契約の締結について		35
議案第106号	工事請負変更契約の締結について		39
議案第107号	令和6年度高梁市一般会計補正予算(第6号)		
議案第108号	令和6年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		
議案第109号	令和6年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算(第2号)		
議案第110号	令和6年度高梁市介護保険特別会計補正予算(第3号)		
議案第111号	令和6年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)		
議案第112号	令和6年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)		
議案第113号	令和6年度高梁市水道事業特別会計補正予算(第2号)		
議案第114号	令和6年度高梁市下水道事業特別会計補正予算(第3号)		

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和6年 月 日制定)

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高梁市職員の給与に関する条例（平成16年高梁市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第30条第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1及び別表第3を別紙のように改める。

第2条 高梁市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第30条第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の51.25」を「10

0分の50」に改める。

附 則（令和6年高梁市条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高梁市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の高梁市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じた改正を行うため。

(別紙)

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	179,000	271,300	281,300	311,800	337,000	375,400
	2	180,100	272,300	282,300	313,500	338,900	378,000
	3	181,200	273,300	283,300	315,200	340,700	380,300
	4	182,300	274,300	284,300	316,700	342,500	382,500
	5	183,500	281,300	285,300	318,100	344,200	384,400
	6	184,600	282,300	286,000	319,400	345,900	386,700
	7	185,800	283,300	286,800	320,700	347,500	388,800
	8	186,900	284,300	287,500	322,000	349,200	390,800
	9	188,000	285,300	288,300	323,300	350,800	392,800
	10	189,700	286,000	289,000	325,100	352,500	395,100
	11	191,300	286,800	289,800	326,900	354,100	397,300
	12	192,900	287,500	290,500	328,600	355,700	399,500
	13	194,500	288,300	291,300	330,300	357,200	401,700
	14	196,200	289,000	292,000	332,000	358,900	404,000
	15	197,800	289,800	292,800	333,700	360,500	406,200
	16	199,400	290,500	293,500	335,400	362,100	408,500
	17	202,000	291,300	294,300	337,000	363,700	410,300
	18	203,700	292,000	295,000	338,700	365,500	412,200
	19	205,400	292,800	295,800	340,400	367,000	414,100
	20	207,100	293,500	296,500	342,000	368,600	415,900
	21	210,400	294,300	297,300	343,500	370,000	417,700
	22	212,000	295,000	298,000	345,100	371,600	420,300
	23	213,600	295,800	298,800	346,700	373,200	422,800
	24	215,100	296,500	299,500	348,200	374,700	425,300
	25	216,600	297,300	300,300	349,600	376,600	427,800
	26	218,200	298,000	301,000	351,300	378,500	429,800
	27	219,800	298,800	301,800	352,900	380,400	431,800
	28	221,400	299,500	302,500	354,500	382,200	433,800
	29	224,000	300,300	303,300	355,700	383,700	435,700
	30	225,700	301,000	304,600	357,200	385,500	437,500
	31	227,000	301,800	305,900	358,700	387,200	439,300
	32	228,300	302,500	307,200	360,200	388,800	441,200
	33	229,600	303,300	308,500	361,900	390,500	442,900
	34	230,700	304,600	309,800	363,700	391,900	444,700
	35	231,800	305,900	311,100	365,400	393,300	446,600
	36	232,900	307,200	312,400	367,100	394,700	448,500
	37	236,000	308,500	313,700	368,500	396,100	450,300
	38	237,100	309,800	317,800	369,800	397,300	452,100
	39	238,200	311,100	321,900	371,000	398,500	453,900
	40	239,300	312,400	326,000	372,400	399,500	455,600
	41	240,400	313,700	330,000	373,500	400,600	457,400
	42	241,400	315,000	331,700	374,400	401,800	458,900
	43	242,400	316,300	333,400	375,400	402,900	460,300
	44	243,300	317,400	335,000	376,500	404,000	461,800
	45	244,200	318,300	336,200	377,300	404,700	463,200
	46	245,100	319,600	338,100	378,200	405,400	464,500
	47	245,900	320,900	339,800	379,100	406,100	465,800
	48	246,700	322,200	341,400	379,900	406,800	467,000
	49	247,400	323,400	342,900	380,700	408,400	468,000
	50	250,100	324,700	344,500	381,500	409,000	468,700
	51	252,800	325,900	346,100	382,300	409,500	469,400
	52	255,500	327,100	347,700	383,000	409,900	470,100
	53	258,100	328,400	349,400	383,700	411,300	471,800
	54	259,200	329,500	351,200	386,800	414,700	472,500
55	260,300	330,600	353,000	389,900	418,100	473,100	

56	261,400	331,700	354,800	393,000	421,400	473,700
57	262,400	333,400	356,300	396,100	424,700	474,200
58	263,400	334,300	357,700	397,300	426,200	474,800
59	264,400	335,000	359,100	398,500	427,700	475,400
60	265,400	335,800	360,500	399,500	429,200	476,000
61	266,400	336,600	362,000	400,600	430,700	476,500
62	267,300	339,800	362,800	401,800	432,000	477,000
63	268,200	343,000	363,800	402,900	433,300	477,400
64	269,100	346,200	364,800	404,000	434,500	477,700
65	269,900	349,400	365,700	404,700	435,700	478,000
66	270,700	351,200	366,800	405,400	437,000	478,500
67	271,500	353,000	367,700	406,100	438,300	478,900
68	272,300	354,800	368,700	406,800	439,500	479,200
69	273,000	356,300	369,600	408,400	440,700	479,500
70	273,800	357,700	370,300	409,000	441,500	480,000
71	274,600	359,100	371,000	409,500	442,300	480,400
72	275,300	360,500	371,600	409,900	443,100	480,700
73	276,000	362,000	373,000	411,300	444,700	481,000
74	276,800	362,800	373,600	411,500	445,300	481,500
75	277,600	363,800	374,300	411,800	445,900	481,900
76	278,300	364,800	375,000	412,100	446,500	482,200
77	279,000	365,700	376,300	413,400	448,200	482,500
78	279,800	366,800	377,000	413,700	449,000	483,000
79	280,600	367,700	377,700	414,000	449,400	483,400
80	281,300	368,700	378,300	414,300	450,100	483,700
81	282,000	369,600	379,600	415,500	451,600	484,000
82	282,700	370,300	380,100	415,800	452,000	484,500
83	283,400	371,000	380,700	416,100	452,400	484,900
84	284,100	371,600	381,300	416,400	452,800	485,200
85	284,800	372,000	382,600	417,600	453,200	485,500
86	285,500	372,600	383,200	417,900	453,600	486,000
87	286,200	373,300	383,900	418,200	454,000	486,400
88	286,900	374,000	384,500	418,500	454,300	486,700
89	287,500	374,300	385,900	418,700	454,600	487,000
90	288,200	375,000	386,400	419,000	455,000	487,500
91	288,800	375,700	387,000	419,300	455,300	487,900
92	289,500	376,300	387,500	419,500	455,600	488,200
93	290,100	377,600	389,000	419,700	455,900	
94	290,800	378,100	389,600	420,000		
95	291,400	378,700	390,100	420,300		
96	292,100	379,300	390,400	420,500		
97	292,700	380,600	391,800	420,700		
98	293,400	381,200	392,300			
99	294,000	381,900	392,700			
100	294,500	382,500	393,100			
101	295,000	383,900	393,500			
102	295,600	384,400	394,000			
103	296,100	385,000	394,400			
104	296,700	385,500	394,800			
105	297,200	387,000	395,100			
106	297,700	387,600	395,500			
107	298,300	388,100	395,900			
108	298,900	388,400	396,300			
109	299,400	389,800	396,700			
110	299,900	390,300	397,100			
111	300,300	390,700	397,500			
112	300,600	391,100	397,900			
113			398,300			
114			398,700			
115			399,100			
116			399,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額					
	円 258,100					

別表第3（第3条関係）

ア 医療職給料表(一)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	411,500	498,800	607,500	773,700	853,700
2	414,200	499,500	608,700	774,900	856,500
3	416,900	500,200	609,900	776,100	859,300
4	419,600	500,900	611,100	777,300	862,000
5	422,300	501,600	612,300	778,500	864,700
6	425,000	502,300	613,500	779,700	867,400
7	427,700	503,000	614,700	780,900	870,100
8	430,400	503,700	615,900	782,100	872,700
9	433,100	504,400	617,100	783,300	875,300
10	435,500	505,100	618,300	784,500	878,000
11	437,900	505,700	619,500	785,700	880,600
12	440,300	506,300	620,700	786,900	883,200
13	442,700	506,900	621,900	788,100	885,800
14	444,800	507,700	623,100	789,300	888,300
15	446,900	508,500	624,300	790,500	890,800
16	449,000	509,300	625,500	791,700	893,200
17	451,000	510,000	626,700	792,900	895,600
18	453,200	510,600	627,900	794,100	898,200
19	455,300	511,200	629,100	795,300	900,700
20	457,400	511,800	630,300	796,500	903,200
21	459,500	512,400	631,400	797,700	905,700
22	461,500	513,100	632,400	798,900	908,000
23	463,500	513,800	633,400	800,100	910,300
24	465,400	514,500	634,400	801,300	912,600
25	467,300	515,100	635,300	802,500	915,100
26	469,400	516,500	636,600	803,700	917,300
27	471,500	517,900	637,900	804,900	919,500
28	473,500	519,300	639,200	806,100	921,700
29	475,500	520,600	640,400	807,200	924,000
30	476,600	521,600	641,800	808,400	926,100
31	477,700	522,600	643,200	809,600	928,200
32	478,800	523,600	644,600	810,800	930,300
33	479,900	524,500	646,000	811,900	932,500
34	481,000	525,600	647,600	813,700	934,400
35	482,100	526,600	649,100	815,500	936,300
36	483,200	527,600	650,600	817,300	938,200
37	484,400	528,600	652,100	819,100	940,400
38	485,200	530,000	653,700	820,800	942,300
39	486,000	531,400	655,300	822,400	944,200
40	486,800	532,700	656,900	824,000	946,100
41	487,500	534,000	658,500	825,600	948,300
42	488,200	535,300	660,200	827,200	950,000
43	488,900	536,500	661,900	828,800	951,700
44	489,500	537,700	663,500	830,400	953,400
45	490,100	538,900	665,100	832,000	955,300
46	490,900	540,000	666,500	833,500	956,800
47	491,700	541,100	667,800	835,000	958,300
48	492,500	542,200	669,100	836,400	959,800
49	493,200	543,200	670,400	837,800	961,600
50	493,800	544,500	671,900	839,000	963,000
51	494,400	545,800	673,400	840,200	964,400
52	494,900	547,100	674,900	841,300	965,800
53	495,400	548,400	676,300	842,400	967,300
54	496,100	549,600	678,100	843,900	968,800
55	496,800	550,800	679,900	845,400	970,300
56	497,500	552,000	681,700	846,800	971,800
57	498,100	553,100	683,400	848,200	973,600

58	499,600	554,700	685,000	849,500	975,300
59	501,100	556,300	686,600	850,800	977,000
60	502,500	557,900	688,100	852,100	978,700
61	503,900	559,400	689,600	853,400	980,500
62	505,100	560,900	691,200	854,800	982,100
63	506,300	562,400	692,800	856,100	983,700
64	507,500	563,900	694,400	857,400	985,300
65	508,700	565,300	695,900	858,700	986,900
66	510,500	566,500	697,500	860,000	988,400
67	512,300	567,700	699,000	861,300	989,900
68	514,100	568,900	700,500	862,600	991,400
69	515,800	570,100	702,000	863,900	992,900
70	517,500	571,000	703,600	865,300	994,300
71	519,200	571,800	705,200	866,700	995,700
72	520,900	572,600	706,800	868,000	997,100
73	522,600	573,400	708,400	869,300	998,800
74	524,000	574,300	709,800	870,600	1,000,100
75	525,400	575,100	711,200	871,900	1,001,400
76	526,800	575,900	712,600	873,100	1,002,700
77	528,200	576,700	714,000	874,300	1,004,300
78	529,600	577,500	715,400	875,600	1,005,600
79	531,000	578,300	716,700	876,900	1,006,900
80	532,400	579,100	718,000	878,100	1,008,200
81			719,300	879,300	1,009,700
82			720,500	880,400	1,010,900
83			721,700	881,500	1,012,100
84			722,900	882,600	1,013,300
85			724,100	883,700	1,014,700
86			725,400	884,700	1,015,800
87			726,700	885,700	1,016,900
88			728,000	886,700	1,018,000
89			729,200	887,700	1,019,400
90			730,400	888,700	1,020,500
91			731,600	889,700	1,021,600
92			732,700	890,700	1,022,700
93			733,800	892,000	1,024,000
94			735,000	892,800	1,025,100
95			736,200	893,600	1,026,200
96			737,300	894,400	1,027,300
97			738,400	895,400	1,028,700
98			739,500	896,200	1,029,800
99			740,600	897,000	1,030,900
100			741,700	897,800	1,032,000

備考 この表は、病院、診療所に勤務する医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	
	1		227,400	258,500	278,600	303,500	
	2			228,700	259,700	279,400	305,000
	3			230,000	260,800	280,200	306,500
	4			231,300	261,900	281,000	308,000
	5	188,600	232,500	263,000	281,800	309,500	
	6	190,700	233,600	263,800	282,600	310,900	
	7	192,800	234,600	264,600	283,400	312,300	
	8	194,900	235,600	265,400	284,100	313,700	
	9	196,900	236,700	266,200	284,800	315,000	
	10	198,900	237,900	267,000	285,500	316,400	
	11	200,900	239,200	267,800	286,200	317,800	
	12	202,700	240,500	268,600	287,000	319,200	
	13	204,500	241,800	269,400	287,800	320,600	
	14	206,400	243,100	270,200	288,600	322,200	
	15	208,300	244,400	271,000	289,400	323,700	
	16	210,400	245,600	271,800	290,100	325,200	
	17	212,100	246,800	272,600	290,800	326,700	
	18	214,100	248,000	273,400	291,900	328,300	
	19	216,300	249,200	274,200	293,000	329,800	
	20	218,400	250,400	275,000	294,200	331,300	
	21	220,500	251,500	275,800	295,400	332,800	
	22	221,600	252,400	276,600	296,600	334,400	
	23	222,700	253,200	277,400	297,800	335,900	
	24	223,800	254,000	278,200	299,000	337,400	
	25	224,900	254,800	279,000	300,200	338,900	
	26	225,800	255,600	279,900	301,400	340,500	
	27	226,700	256,400	280,800	302,600	342,100	
	28	227,600	257,200	281,600	303,800	343,600	
	29	228,500	258,000	282,400	305,000	344,900	
	30	229,400	258,800	283,300	306,200	346,400	
	31	230,300	259,600	284,200	307,300	347,900	
	32	231,200	260,400	285,000	308,500	349,400	
	33	232,100	261,200	285,800	309,800	350,900	
	34	233,000	262,000	286,900	311,000	352,400	
	35	233,900	262,700	287,900	312,200	353,900	
	36	234,800	263,500	288,900	313,400	355,300	
	37	235,600	264,400	289,900	314,600	356,700	
	38	236,400	265,200	291,000	315,700	358,300	
	39	237,200	266,000	292,000	316,900	359,800	
	40	238,000	266,800	293,000	318,100	361,300	
	41	238,800	267,600	294,000	319,300	362,500	
	42	239,600	268,400	295,000	320,600	363,600	
	43	240,400	269,200	296,000	321,900	364,800	
	44	241,200	270,000	297,000	323,100	365,900	
	45	241,800	270,700	298,000	324,000	366,900	
	46	242,400	271,500	299,200	325,200	367,700	
	47	243,000	272,300	300,300	326,400	368,700	
	48	243,500	273,100	301,400	327,600	369,800	
	49	244,000	273,800	302,500	328,700	370,800	
	50	244,600	274,600	303,600	329,700	371,800	
	51	245,100	275,300	304,700	330,700	372,800	
	52	245,500	276,000	305,800	331,600	373,700	
	53	245,900	276,700	306,900	332,500	374,500	
	54	246,400	277,400	308,000	333,500	375,300	
	55	246,900	278,100	309,100	334,500	376,200	
	56	247,400	278,800	310,200	335,400	377,000	
	57	247,700	279,500	311,200	335,900	377,500	
	58	248,000	280,200	312,200	336,800	378,300	
	59	248,300	280,900	313,200	337,500	379,100	
60	248,600	281,500	314,200	338,400	379,900		

61	248,900	282,100	315,200	339,100	380,300
62	249,200	282,800	316,200	339,400	381,000
63	249,500	283,500	317,200	339,900	381,700
64	249,800	284,100	318,100	340,500	382,300
65	250,100	284,700	319,000	341,100	382,700
66	250,400	285,400	319,800	341,800	384,000
67	250,700	286,100	320,500	342,500	385,300
68	251,000	286,700	321,200	343,100	386,600
69	251,300	287,300	321,800	343,800	387,800
70	251,600	288,000	323,600	345,600	389,300
71	251,900	288,700	325,300	347,400	390,800
72	252,200	289,300	327,000	349,200	392,300
73	252,500	289,900	328,700	350,900	393,600
74	252,800	290,400	329,700	352,400	394,900
75	253,100	290,800	330,700	353,900	396,200
76	253,300	291,200	331,600	355,300	397,300
77	253,500	291,600	332,500	356,700	398,400
78	253,800	291,900	333,500	358,300	399,500
79	254,100	292,200	334,500	359,800	400,600
80	254,300	292,500	335,400	361,300	401,700
81	254,500	292,800	335,900	362,500	402,500
82	254,800	295,200	336,800	363,600	403,300
83	255,100	297,600	337,500	364,800	404,100
84	255,300	300,000	338,400	365,900	404,900
85	255,500	302,500	339,100	366,900	405,300
86	255,800	303,600	339,400	367,700	405,900
87	256,100	304,700	339,900	368,700	406,400
88	256,300	305,800	340,500	369,800	406,800
89	256,500	306,900	341,100	370,800	407,200
90		308,000	341,800	371,800	407,400
91		309,100	342,500	372,800	407,700
92		310,200	343,100	373,700	408,000
93		311,200	343,800	374,500	408,300
94		312,200	344,300	375,300	408,600
95		313,200	344,900	376,200	408,900
96		314,200	345,500	377,000	409,200
97		315,200	345,800	377,500	409,400
98		316,200	346,400	378,300	409,700
99		317,200	346,900	379,100	410,000
100		318,100	347,400	379,900	410,300
101		319,000	347,900	380,300	410,500
102		319,800	348,400	381,000	410,800
103		320,500	348,900	381,700	411,100
104		321,200	349,300	382,300	411,400
105		321,800	349,600	382,700	411,600
106		322,500	349,900	383,200	
107		323,100	350,100	383,800	
108		323,700	350,400	384,400	
109		324,300	350,900	384,800	
110		324,500	351,200	385,300	
111		325,000	351,500	385,800	
112		325,500	351,800	386,300	
113		326,100	352,200	386,900	
114		326,600	352,500	387,400	
115		327,100	352,800	388,000	
116		327,500	353,100	388,600	
117		328,100	353,500	389,100	
118		328,600	353,800	389,600	
119		329,000	354,100	390,100	
120		329,500	354,400	390,600	
121		330,000	354,700	390,900	
122		330,400	355,100	391,400	
123		330,600	355,500	391,800	
124		330,900	355,900	392,200	
125		331,300	356,400	392,600	
126		331,700	356,800		

	127		332,000	357,200	
	128		332,300	357,600	
	129		332,600	358,100	
	130		332,800		
	131		333,200		
	132		333,500		
	133		333,700		
	134		334,000		
	135		334,300		
	136		334,600		
	137		334,800		
	138		335,100		
	139		335,400		
	140		335,600		
	141		335,800		
	142		336,000		
	143		336,400		
	144		336,600		
	145		336,800		
	146		337,200		
	147		337,600		
	148		338,000		
	149		338,200		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額			
		円 253,200			

備考 この表は、病院、診療所、その他規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、介護福祉士、その他の業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	202,000	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	203,400	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	204,800	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	206,200	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	207,700	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	209,600	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	211,400	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	213,100	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	214,800	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	216,700	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	218,500	255,400	284,800	298,600	321,300
	12	220,200	256,300	285,300	299,100	322,300
	13	221,900	257,100	285,800	299,600	323,300
	14	223,900	257,800	286,300	300,200	324,500
	15	225,800	258,500	286,800	300,800	325,700
	16	227,700	259,400	287,300	301,300	326,900
	17	229,600	260,500	287,800	301,800	328,000
	18	231,600	261,600	288,300	302,500	329,200
	19	233,600	262,700	288,800	303,200	330,300
	20	235,600	263,800	289,300	303,900	331,400
	21	237,600	264,900	289,800	304,600	332,500
	22	239,600	266,000	290,300	305,500	333,700
	23	241,700	267,100	290,800	306,400	334,800
	24	243,700	268,200	291,300	307,300	335,900
	25	245,600	269,200	291,800	308,100	337,000
	26	246,800	270,300	292,300	309,000	338,200
	27	248,000	271,400	292,800	309,900	339,300
	28	249,100	272,400	293,300	310,800	340,400
	29	250,200	273,400	293,800	311,600	341,500
	30	251,100	274,100	294,400	312,500	342,700
	31	252,000	274,800	295,200	313,400	343,800
	32	252,900	275,500	296,000	314,300	344,900
	33	253,700	276,200	296,700	315,100	346,000
	34	254,500	276,800	297,500	316,200	347,300
	35	255,200	277,300	298,300	317,300	348,600
	36	255,900	277,800	299,100	318,400	349,900
	37	256,700	278,300	299,800	319,500	351,100
	38	257,500	278,900	300,600	320,600	352,600
	39	258,300	279,400	301,400	321,700	354,100
	40	259,000	279,900	302,100	322,800	355,600
	41	259,700	280,300	302,900	323,900	356,800
	42	260,600	280,800	303,700	325,100	358,300
	43	261,500	281,300	304,500	326,200	359,700
	44	262,300	281,800	305,300	327,300	361,100
	45	263,100	282,300	306,000	328,100	362,500
	46	264,000	282,800	307,000	329,200	363,500
	47	264,800	283,300	308,000	330,300	364,900
	48	265,600	283,800	308,900	331,300	366,200
	49	266,400	284,300	309,800	332,300	367,500
	50	267,100	284,800	310,800	333,300	368,900
	51	267,800	285,300	311,800	334,300	370,200
	52	268,400	285,800	312,700	335,300	371,500
	53	269,000	286,300	313,600	336,500	373,000
	54	269,500	286,800	314,600	337,800	374,200
	55	270,000	287,300	315,600	339,000	375,300
	56	270,400	287,800	316,600	340,200	376,500
	57	270,800	288,300	317,400	341,100	377,600
	58	271,300	289,100	318,400	342,300	379,400
59	271,800	289,900	319,400	343,400	381,200	

60	272,200	290,600	320,300	344,700	383,000
61	272,600	291,300	321,200	345,700	384,700
62	273,000	292,200	322,200	346,600	386,300
63	273,400	293,100	323,200	347,700	388,100
64	273,800	293,900	324,100	348,900	389,900
65	274,200	294,700	325,000	350,000	391,600
66	274,600	295,600	326,200	351,200	393,300
67	275,000	296,400	327,400	352,400	395,200
68	275,400	297,200	328,600	353,400	396,900
69	275,800	298,000	329,300	354,400	398,600
70	276,200	298,900	330,400	356,500	400,300
71	276,600	299,800	331,500	358,500	402,100
72	277,000	300,700	332,400	360,500	403,800
73	277,400	301,600	333,500	362,500	405,400
74	277,900	302,500	334,200	363,500	407,100
75	278,400	303,400	335,300	364,900	408,900
76	278,800	304,300	336,400	366,200	410,700
77	279,200	305,100	337,500	367,500	412,200
78	279,800	306,100	338,700	368,900	413,700
79	280,400	307,100	339,800	370,200	415,200
80	280,900	308,000	340,900	371,500	416,500
81	281,400	308,500	342,000	373,000	417,600
82	282,000	309,400	343,100	374,200	418,700
83	282,600	310,300	344,100	375,300	419,800
84	283,100	311,100	345,200	376,500	421,000
85	283,600	311,900	346,100	377,600	422,300
86	284,100	312,900	347,100	378,500	423,400
87	284,600	313,900	348,000	379,500	424,600
88	285,100	314,900	349,000	380,400	425,700
89	285,600	315,800	349,900	381,000	426,900
90	286,100	316,900	351,100	381,800	427,900
91	286,600	317,900	352,200	382,600	429,000
92	287,100	318,900	353,300	383,400	430,100
93	287,600	319,700	354,400	384,100	431,100
94	288,100	320,400	355,400	384,800	431,600
95	288,600	321,100	356,500	385,500	432,200
96	289,100	321,700	357,600	386,100	432,600
97	289,600	322,200	358,400	386,700	433,200
98	290,200	322,500	359,500	387,300	433,700
99	290,800	323,100	360,600	388,000	434,100
100	291,400	323,700	361,600	388,600	434,600
101	292,000	324,100	362,300	389,300	435,100
102	292,500	324,700	363,100	389,800	435,500
103	293,000	325,300	363,900	390,400	435,800
104	293,500	325,800	364,600	390,900	436,100
105	294,000	326,200	365,200	391,300	436,500
106	294,500	326,700	365,700	391,900	
107	295,000	327,200	366,200	392,400	
108	295,400	327,700	366,700	392,700	
109	295,800	328,100	367,300	393,000	
110	296,300	328,500	367,800	393,500	
111	296,800	328,800	368,300	393,900	
112	297,100	329,100	368,800	394,200	
113	297,300	329,400	369,200	394,500	
114	297,600	329,800	369,600	395,000	
115	297,800	330,100	370,200	395,500	
116	298,100	330,400	370,700	395,900	
117	298,400	330,600	371,000	396,200	
118	298,600	331,400	371,500	396,600	
119	298,900	332,100	371,900	397,100	
120	299,100	332,800	372,200	397,500	
121	299,400	333,500	372,800	397,900	
122	299,700	334,200	373,300		
123	300,000	335,300	373,800		
124	300,300	336,400	374,300		
125	300,600	337,500	374,900		

	126	301,000	338,700	375,400	
	127	301,300	339,800	375,900	
	128	301,600	340,900	376,300	
	129	301,800	342,000	376,900	
	130	302,000	343,100	377,400	
	131	302,300	344,100	377,900	
	132	302,700	345,200	378,400	
	133	302,900	346,100	379,000	
	134	303,200	347,100	379,400	
	135	303,600	348,000	379,900	
	136	304,000	349,000	380,400	
	137	304,200	349,900	381,000	
	138	304,500	350,700		
	139	304,800	351,500		
	140	305,100	352,300		
	141	305,300	352,900		
	142	305,600	353,500		
	143	305,900	354,100		
	144	306,200	354,700		
	145	306,400	355,100		
	146	306,800	355,500		
	147	307,200	356,000		
	148	307,500	356,400		
	149	307,700	356,900		
	150	307,900	357,300		
	151	308,200	357,800		
	152	308,600	358,200		
	153	308,800	358,500		
	154	309,000	359,000		
	155	309,300	359,400		
	156	309,600	359,700		
	157	310,000	360,100		
	158	310,200	360,600		
	159	310,400	361,100		
	160	310,700	361,600		
	161	311,000	362,100		
	162	311,300	362,600		
	163	311,600	363,100		
	164	311,900	363,500		
	165	312,300	363,900		
	166	312,600	364,300		
	167	312,900	364,800		
	168	313,200	365,300		
	169	313,600	365,700		
	170	313,900	366,200		
	171	314,200	366,700		
	172	314,500	367,200		
	173	314,900	367,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額			
			円 285,300		

備考 この表は、病院、診療所、その他規則で定めるものに勤務する保健師、看護師、
准看護師の業務に従事する職員に適用する。

(参考)

高梁市職員の給与に関する条例新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第4項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第4項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について</p>

は、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の51.25」とする。

4・5 略

別表第1(第3条関係)

一般職給料表 別紙のとおり

別表第3(第3条関係)

ア 医療職給料表(一)～ウ 医療職給料表(三) 別紙のとおり

は、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」とする。

4・5 略

別表第1(第3条関係)

一般職給料表 略

別表第3(第3条関係)

ア 医療職給料表(一)～ウ 医療職給料表(三) 略

(参考)

高梁市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第4項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第4項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について</p>

は、同項中「100分の105」とあるのは「100分の50」とする。

4・5 略

は、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の51.25」とする。

4・5 略

(参考1)

給料表・職階別給料等に関する調べ

(令和6年12月現在)

区 分		職員数 (人)	現行給料 平均額 (円)	改定給料 平均額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	平均 年 齢 (歳)	平均勤 続年数 (年)
一 般 職 給 料 表	6級 (部長等)	14	444,300	449,571	5,271	1.19	58.04	33.08
	5級 (課長等)	67	417,112	422,145	5,033	1.21	56.00	34.02
	4級 (課長補佐等)	89	380,053	384,771	4,718	1.24	51.03	28.09
	3級 (係長等)	103	340,898	346,494	5,596	1.64	47.09	24.00
	2級 (主任等)	31	294,613	304,303	9,690	3.29	40.09	15.08
	1級 (主事等)	213	231,045	249,871	18,826	8.15	29.08	5.09
技能労務職員 給 料 表		2	259,300	273,800	14,500	5.59	48.10	7.08
医療職給料表(一) (医師)		4	710,825	730,750	19,925	2.80	49.07	5.02
医療職給料表(二) (医療技師等)		22	278,005	288,750	10,745	3.87	42.08	15.10
医療職給料表(三) (看護師)		51	300,418	311,057	10,639	3.54	44.11	14.02
計		596	312,498	323,581	11,083	3.55	42.02	17.10

(参考2)

令和6年国家公務員給与改定の概要

1 俸給表

(1) 俸給表の改定（行政職俸給表（一））

平均改定率	3.00%
-------	-------

(2) 初任給

	現 行	改定後
大学卒	196,200円	220,000円 (23,800円引上)
短大卒	176,100円	201,000円 (24,900円引上)
高校卒	166,600円	188,000円 (21,400円引上)

初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定。

初任給については、大学卒23,800円、高校卒21,400円の引上げ。

2 諸手当

(1) 期末勤勉手当

(月)

		6月期		12月期		計	
		現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後
令和6年度	期末手当	1.225	1.225	1.225	<u>1.275</u>	2.45	<u>2.5</u>
	勤勉手当	1.025	1.025	1.025	<u>1.075</u>	2.05	<u>2.1</u>
令和7年度	期末手当	1.225	<u>1.25</u>	1.225	<u>1.25</u>	2.45	<u>2.5</u>
	勤勉手当	1.025	<u>1.05</u>	1.025	<u>1.05</u>	2.05	<u>2.1</u>

3 実施時期

俸給表は令和6年4月1日、令和6年度の期末勤勉手当は令和6年12月1日、令和7年度の期末勤勉手当は令和7年4月1日。

(参考3)

本市の改定内容

1 給料表

(1) 給料表の改定（一般職給料表）

平均改定率	2.32%
-------	-------

(2) 初任給

	現 行	改定後
大学卒	200,200円	224,000円 (23,800円引上)
短大卒	177,100円	202,000円 (24,900円引上)
高校卒	166,600円	188,000円 (21,400円引上)

初任給を始め若年層に重点を置いて給料表を引上げ改定。

初任給については、大学卒23,800円、高校卒21,400円の引上げ。

2 諸 手 当

(1) 期末勤勉手当

(月)

		6月期		12月期		計	
		現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後
令和6年度	期末手当	1.225	1.225	1.225	<u>1.275</u>	2.45	<u>2.5</u>
	勤勉手当	1.025	1.025	1.025	<u>1.075</u>	2.05	<u>2.1</u>
令和7年度	期末手当	1.225	<u>1.25</u>	1.225	<u>1.25</u>	2.45	<u>2.5</u>
	勤勉手当	1.025	<u>1.05</u>	1.025	<u>1.05</u>	2.05	<u>2.1</u>

3 実施時期

給料表は令和6年4月1日、令和6年度の期末勤勉手当は令和6年12月1日、令和7年度の期末勤勉手当は令和7年4月1日。

高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例

高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和6年 月 日制定)

高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例

第1条 高梁市長等の給料その他給与条例（平成16年高梁市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の185」を「100分の190」に改める。

第2条 高梁市長等の給料その他給与条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の190」を「100分の187.5」に改める。

附 則（令和6年高梁市条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高梁市長等の給料その他給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の高梁市長等の給料その他給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提 案 理 由

市長等の期末手当を増額するため。

(参考)

高梁市長等の給料その他給与条例新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職等した者にあつては、退職等した日現在)に受けるべき給料、扶養手当の月額合計額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の190</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職等した者にあつては、退職等した日現在)に受けるべき給料、扶養手当の月額合計額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の185</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(参考)

高梁市長等の給料その他給与条例新旧対照表 (第2条関係)

改正案	現行
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職等した者にあつては、退職等した日現在)に受けるべき給料、扶養手当の月額合計額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職等した者にあつては、退職等した日現在)に受けるべき給料、扶養手当の月額合計額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の190</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p>

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月11日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和6年 月 日制定)

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年高梁市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、「100分の185」を「100分の190」に改める。

第2条 高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、「100分の190」を「100分の187.5」に改める。

附 則（令和6年高梁市条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改

正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じた改正を行うため。

(参考)

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="235 497 1088 740"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>392,000</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の190</u>」とする。</p>	号給	給料月額(円)	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1111 497 1964 740"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>380,000</td></tr><tr><td>2</td><td>427,000</td></tr><tr><td>3</td><td>477,000</td></tr><tr><td>4</td><td>539,000</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の185</u>」とする。</p>	号給	給料月額(円)	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000
号給	給料月額(円)																				
1	392,000																				
2	440,000																				
3	492,000																				
4	555,000																				
号給	給料月額(円)																				
1	380,000																				
2	427,000																				
3	477,000																				
4	539,000																				

(参考)

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の187.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用については、給与条例第29条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の190</u>」とする。</p>

工事請負変更契約の締結について

令和5年9月29日、議案第69号及び令和6年9月10日、議案第69号で議決された令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事（建築主体工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 変更前 1,647,019,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 149,729,000円）
変更後 1,645,655,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 149,605,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・福滝建設(株)・西本工業(株) 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和6年12月11日提出

高梁市長 石田 芳 生

提 案 理 由

契約金額を減額するため。

(参考)

写

議案第69号

工事請負契約の締結について

令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事（建築主体工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1,628,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 148,000,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・福滝建設(株)・西本工業(株) 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳
- 5 工期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和5年9月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提案理由

消防庁舎を建設するため。

(参考)

写

議案第69号

工事請負変更契約の締結について

令和5年9月29日、議案第69号で議決された令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事（建築主体工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 変更前 1,628,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 148,000,000円）
変更後 1,647,019,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 149,729,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・福滝建設(株)・西本工業(株) 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤 隆 則

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)

地方自治法(抜すい)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

高梁市の議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例(抜すい)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月21日、議案第95号及び令和6年9月10日、議案第75号で議決された令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 変更前 401,500,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 36,500,000円）
変更後 403,674,700円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 36,697,700円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年7月31日まで

令和6年12月11日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)

写

議案第95号

工事請負契約の締結について

令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 401,500,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 36,500,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年2月28日まで

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

高梁認定こども園（仮称）を建設するため。

(参考)

写

議案第75号

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月21日、議案第95号で議決された令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 401,500,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 36,500,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 変更前 契約締結の日から令和7年2月28日まで
変更後 契約締結の日から令和7年7月31日まで

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

工期を延長するため。

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月21日、議案第96号及び令和6年9月10日、議案第76号で議決された令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 変更前 329,450,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 29,950,000円）
変更後 336,682,500円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 30,607,500円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年7月31日まで

令和6年12月11日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)

写

議案第96号

工事請負契約の締結について

令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 329,450,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 29,950,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年2月28日まで

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

高梁認定こども園（仮称）を建設するため。

(参考)

写

議案第76号

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月21日、議案第96号で議決された令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 329,450,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 29,950,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 変更前 契約締結の日から令和7年2月28日まで
変更後 契約締結の日から令和7年7月31日まで

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

工期を延長するため。